

## 阿賀野市告示第8号

阿賀野市自治会活動応援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年1月22日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市自治会活動応援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市自治会活動応援補助金交付要綱（令和3年阿賀野市告示第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「防災」を「防災・防火」に改める。

第4条中「別表」を「別表第1」に改める。

第5条を次のように改める。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。

別表を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

科目	内容
報償費	講師等への報償及び謝礼（ただし、団体等の構成員に対するものは除く。）
旅費	講師、指導者、補助事業の協力者等が補助事業に出席するために要した交通費等の実費相当額
消耗品費	補助事業に必要な消耗品の購入に要した費用。ただし、飲食等に係る経費を除く。
印刷製本費	補助事業に必要なパンフレット、ポスター等の作成費及び印刷費
使用料及び賃借料	(1) 補助事業において利用する施設の使用料 (2) 補助事業で使用する機器類のリース料 (3) 上記のうち、補助団体自らが所有するものに係る費用は除く。
燃料費	補助事業の実施に必要とする燃料代
通信・運搬費	補助事業に係る通信、資材等の送付に要する費用
保険料	補助事業の実施に必要とする自治会活動保険料等
備品購入費	補助事業に必要な備品の購入に要した費用とする。ただし、次に掲げる備品を除く。

	(1) テレビ等のAV機器類 (2) 冷暖房機器（設備） (3) 冷凍冷蔵庫 (4) 照明器具 (5) 前各号に掲げるもののほか、集会施設として、事業実施の有無に関わらず必要な備品類
その他	その他補助事業に必要な経費で、市長が必要かつ適切であると認めるもの

備考 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 商品券、記念品等の購入に要する経費
- (2) 領収書等により、補助団体が支払ったことを明確に確認することができない経費
- (3) 補助事業に直接関係のない経費その他市長が社会通念上適切でないとする経費

別表第1の次に、次の1表を加える。

別表第2（第5条関係）

第3条に規定する補助対象事業	補助基準額の上限	補助率	補助金の額
(1) 地域福祉活動	世帯数に2,000円を乗じた額又は20万円のいずれか低い額を上限とする。ただし、30世帯以下の自治会は6万円を上限とする。	2分の1	補助基準額に補助率を乗じた金額（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる）とする。
(2) 健康づくり活動		2分の1	
(3) 防災・防火活動		4分の3	
(4) 防犯活動		2分の1	
(5) 交通安全活動		2分の1	
(6) 環境美化活動		2分の1	
(7) コミュニティ活動		2分の1	
(8) その他市長が認める活動		2分の1	

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。